

平成 2 5 年第 2 回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成 2 5 年 1 1 月 1 8 日)



## 平成25年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

招集年月日 平成25年11月11日(月)

告示年月日 平成25年11月11日(月)

招集の場所 相楽会館 大ホール

開 会 平成25年11月18日(月) 午後2時00分

閉 会 平成25年11月18日(月) 午後3時50分

### 出席議員(14名)

1番	吉元善宏	2番	中野重高
3番	呉羽真弓	4番	曾我千代子
5番	大倉博	6番	前出茂
7番	坪井久行	8番	三原和久
9番	北猛	10番	西岡努
11番	籠島孝幸	12番	新田晴美
13番	西岡良祐	14番	杉浦正省

### 会議録署名議員

3番	呉羽真弓	4番	曾我千代子
----	------	----	-------

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長)	木村要	理事(木津川市長職務代理者)	田中達男
理事(笠置町長)	松本勇	理事(和束町長)	堀忠雄
理事(南山城村長)	手仲圓容		
会計管理者(精華町会計管理者)	安岡誠		

### 事務局職員出席者

事務局長	福田全克	主幹	國子慶順
主査	南山新治		

## 議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 3 号 相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件
- 第 4 議案第 7 号 相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例
- 第 5 認定第 1 号 平成 2 4 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算  
認定の件  
認定第 2 号 平成 2 4 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計  
歳入歳出決算認定の件

## 平成25年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成25年11月18日(月)

相楽会館 大ホール

(午後2時00分 開会)

議長 皆さん、こんにちは。

これより、平成25年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

平成25年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

11月も半ばを過ぎ、朝夕の冷え込みも一段と厳しくなってきました。議員の皆様方には12月議会を控え、公私極めて御多用のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、日ごろから議会運営に御理解、御協力をいただき、高席からではございますが、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日提案されています議案は、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件及び平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件の計4件でございます。いずれも重要な案件でございます。慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は全員でございます。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず代表理事から挨拶を受けます。

木村代表理事、どうぞ。

木村代表理事 皆さん、こんにちは。

平成25年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆様には大変御多用の中、このように全員御出席をいただきありがとうございます。また、平素は私たち広域事務組合にいろんな面で御指導、御協力をいただきまして、心から御礼申し上げます。

本組合の代表理事の選任につきましては、去る8月26日開会の定例理事会におきまして、理事の互選の結果、またという言葉は要りませんが、私が選任をいただきました。任期は平成27年10月26日までの2か年でございます。引き続き、議員の皆様方には大変御支援、御協力をいただくわけでありまして、どうかよろしく御願ひ申し上げます。

さて、平成25年も残すところ1カ月余りとなりましたが、地方自治体を取り巻く環境は、依然として厳しい状況でございます。我が国の実体経済は輸出の持ち直し傾向により、昨年を上回る増加幅となっておりますけれども、これは円安という効果も大きく働いております。企業決算も前年度比プラスとなっている企業が多くなってきております。また、公共投資も各種経済対策の効果から、引き続き増加傾向をたどるものと見られています。景気回復は着実に進んでいると言われております。

しかし、平成26年4月からの消費税率の改定を控えまして、私たちにはまだまだ景気回復の実感がないというのが現状でございます。国における平成26年度予算の概算要求は95兆円を超える要求額となっております。

現在、各市町村におかれましては平成26年度予算編成に向けましての取り組みがなされておりますけれども、本組合におきましては情報収集と内容把握に努め、最小の経費で最大の効果が出る予算編成に取り組んでまいりたいとこのように考えております。

一方、相楽圏域が抱えます広域的な課題をいかに解決していくのか、このことも大変重要な課題でございます。今後も引き続き、各市町村が連携、協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。議員の皆様方におかれましては、御理解と御協力をいただきますように、重ねてお願いを申し上げます。

それでは、ここで5月24日開会の臨時会以降の本組合の主な取り組みにつきまして、報告申し上げます。

初めに、平成25年度におきましては、一般会計では5億5,600万円、特別会計では1,930万円の予算で各種の事業を進めております。

一般会計では、本組合のメイン事業でありますし尿処理業務は、大谷処理場の安定的な維持管理業務の推進や公共下水道事業の進展に伴うし尿くみ取り業者への代替業務につきまして、適切に対応をしております。

平成25年度上半期の搬入量は、し尿は4,079キロリットル、浄化槽汚泥は4,632キロリットルでございます。合計8,711キロリットル、前年度比477キロリットル、5.2%の減となっております。

次に、相楽消費生活センターについてでございます。センターでは消費生活相談員による相談業務を初め、啓発講座の開講や積極的な消費生活出前講座の実施等により、消費者被害の未然防止、自立する消費者の育成に努めているところでございます。平成25年度上半期の相談件数は258件で、前年度比33件、14.7%の増となっております。また、出前講座の実施回数につきましては、上半期の実績で7件となっております。昨年度に比べまして大幅に利用いただいております。

一方、特別会計では、ふるさと市町村圏基金7億円の運用益を活用して、相楽の文化を創るつどい、ふるさと市町村圏シンポジウムの開催等を計画いたしております。

なお、相楽休日応急診療所の運営につきましては、平成25年度の上半期の受診者数は249人で、平均しますと1日当たり7.5人でございます。科目別では、内科104人、小児科145人、疾患別では呼吸器感染症、風邪の症状が55%、消化器感染症、胃腸炎、腸炎の症状が13%となっております。また、二次後送病院であります京都山城総合医療センターへ転送した患者数は5人となっております。

ここで、去る9月8日に休日診療所におきまして投薬日数を誤って調剤した事例が発生いたしましたので、報告申し上げます。当該薬剤師は、本診療所に初めて出務した方であり、内科患者の5人に対し、投薬日数1日分のところを3日分としたものであります。その直後わかりまして、5人に対して個々に連絡をし、その旨を説明し、理解を得たところでございます。

原因につきましては、思い込みによるものでありまして、相楽薬剤師会に対しまして、再発防止の徹底をし、相楽薬剤師会といたされましても調剤ミスのないように、出務薬剤師全員に対しまして、患者さんへ薬を渡す際には再度確認をするよう徹底がなされました。本事案を教訓に、今後はこのようなことがないよう、私からも注意喚起を行ったところでございます。

さて、今定例会に提案申し上げます議案は、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件、平成24年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定の件の4件でございます。十分なる御審議の上、原案のとおりそれぞれ同意・可決・認定を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

議事日程の報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第128条の規定により、議長において指名をします。

3番、呉羽真弓議員、4番、曾我千代子議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る11月1日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、同意第3号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件を議題としま

す。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事、どうぞ。

木村代表理事　　それでは、同意第3号を提案させていただきます。

同意第3号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について。

相楽郡広域事務組合公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記としまして、住所は京都府相楽郡精華町大字下狛小字鈴ノ庄45番地。お名前は井澤孝子さんでございます。生年月日は昭和25年1月14日。経歴、平成12年精華町公平委員会委員、そして平成23年精華町公平委員会委員長、現在4期目でございます。

平成25年11月18日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。相楽郡広域事務組合公平委員会委員、谷中憲二氏の任期が平成25年12月26日をもちまして満了することに伴い、その後任の公平委員会委員を選任するもので、議会の同意を求めため提案をします。よろしく御審議をいただき、原案のとおり御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長　　以上で、議案の提案説明が終わりました。

この案件は人事案件でもあり、質疑・討論を省略し、採決することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長　　異議なしと認めます。したがってこの採決は挙手によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長　　ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4、議案第7号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事、どうぞ。

木村代表理事　　それでは、議案第7号を提案させていただきます。

議案第7号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例（昭和56年8月制定）の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

平成25年11月18日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

地方公務員法第25条第2項の規定に、「職員の給与は法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接職員にその全額を支払わなければならない」とされており、給与からの控除につきましては、法律または条例で規定しなければならないとされております。そのため、今回の条例改正により、厚生会の会費や貸付金の返済分などの給与からの控除を条例で規定するため、所要の改正を行いたいので提案するものでございます。

御審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 以上で提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

どうぞ、呉羽議員。

呉羽議員 新たにこういう項目をつけ加えるということですので、今まではなかったわけですので、今までは控除という形ではなく、給与をいただいている中から払っていたということであったのかどうかの確認と、木津川市の条例等々を見ますと、もっとこれが項目が多いわけですがけれども、そこら辺はこの組合の職員ということで木津川市に匹敵するような項目は不必要ということで削除されたのかどうかというあたりを確認しておきたいというふうに思います。

議長 事務局長、どうぞ。

福田事務局長 それでは、ただ今の呉羽議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

今現在は、実は職員の給与から天引きを現在しております。本来であれば条例を定めなければならないものを現在まで条例で定めていなかったということで、今回いろいろ例規集等も見直しをしている中で条例改正ができていなかったということが判明しましたので、今回条例提案をさせていただいたものでございまして、具体的にはこれが法律で定められているものにつきましては、所得税法や地方税法、地方公務員等共済組合法などは、法律で定められております。今回条例で定めるところにつきましては、提案の1号から具体的には6号、そして7号にはその他代表理事が特に定めるということで追加をしており、7つの項目を設けているものでございます。

実際に、現時点で我々職員から天引きをされている内容につきましては、源泉所得税、特別徴収住民税、京都府市町村職員共済組合の掛金、共済貯金、厚生会の会費、財形貯蓄、また共済サービスに係る保険料、そして職員で積み立てをしております職員互助会費と、これが今現状は職員の給料から天引きをされております。今回、新たに新設をさ

せていただきます条例の中にこれらを全て網羅する項目として1号から7号ということ  
でさせていただいておりますので、既に条例を施行されてます各市町村の条例の各号等  
は若干少ないというふうな御指摘ですけども、現状に合わせまして、また7号の代表理  
事の特に認めたものもここに加えまして、今後、新たに出てくるようなことも含めまし  
て7号をつけ加え規定しての提案になってございますので、どうかよろしく願いいた  
します。

議長 よろしいか。

呉羽議員 はい、結構です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なければ、これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第7号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件  
を採決します。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願  
います。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第7号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5、認定第1号、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定  
の件及び、認定第2号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入  
歳出決算認定の件を一括して議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事、どうぞ。

木村代表理事 それでは、認定第1号、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計  
歳入歳出決算認定の件及び、認定第2号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興  
事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括して提案させていただきます。

認定第1号、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法(昭  
和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、別添のとおり監査委員の意見  
書を添付して議会の認定を求めます。

平成25年11月18日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。平成24年度一般会計決算の結果は、歳入総額は6億1,355万2,514円となっており、その中で主な財源としましては、構成市町村の分担金及び負担金で5億8,378万8,088円であり、総額の95.2%を占めております。平成23年度に比べまして2.4%の増となりましたが、その主な要因は、平成24年6月に開所いたしました相楽休日応急診療所の運営経費分でございます。また、使用料及び手数料では、1,814万293円であり、3%を占めております。

一方、歳出総額は6億1,298万8,118円となり、中でも衛生費のうち清掃費で2億9,680万1,137円、48.4%、公債費では2億5,700万7,752円、41.9%を占め、清掃費と公債費を合わせまして歳出総額の90.3%を占めております。歳出予算額に対する執行率は99.8%になります。したがって、歳入歳出差引額は56万4,396円となり、同額が実質収支額となっております。

続きまして、認定第2号の提案説明を申し上げます。

認定第2号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、議会の認定を求めます。

平成25年11月18日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

平成24年度の特別会計決算の結果は、歳入総額で1,794万7,824円となり、その中で主な財源としましては、財産収入は235万2,209円で、13.1%、休日応急診療所収入は1,552万597円で、86.5%を占めております。

一方、歳出の総額は1,552万9,823円となり、振興費で186万5,388円、12%、休日応急診療所費で1,366万4,435円、88%を占めております。歳出予算額に対する執行率は87.3%になります。

したがって、歳入歳出差引額は241万8,001円となり、同額が実質収支額となっております。

以上、平成24年度一般会計及び特別会計決算の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては事務局長から説明をさせますので、御審議の上、原案どおり認定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長 提案理由の説明がありましたが、補足説明を求めます。

事務局長、どうぞ。

福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは、認定第1号、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、先の代表理事からの提案説明と一部重複する部分もございますが、全体を通しましての流れといたしまして補足説明を申し上げます。

それでは、平成24年度一般会計歳入歳出決算書をご覧願います。また、決算の各数値のうち、主要な項目につきましては別冊の平成24年度決算の概要説明に詳しく内容が記載されておりますので、順にこちらの資料もご覧いただきたいと存じます。

まず、平成24年度一般会計決算の内訳でございますが、決算書をめくっていただきまして、左側の1ページでございます。歳入の科目別内訳を、また右側の2ページには歳出の科目別内訳を表示してございます。

この結果、一般会計決算の総額につきましては、決算書の3ページに総括をしておりますので、3ページをお開きください。平成24年度一般会計決算歳入合計が6億1,355万2,514円に対しまして、歳出合計が6億1,298万8,118円でございます。歳入歳出差引残額は56万4,396円となったものでございます。

以上が、一般会計決算総額の概要でございますが、これらの事項別明細を決算書の4ページ以降に表示しておりますが、前年度との比較など決算の分析内容などは別冊の決算の概要説明に記載しておりますので、この後の説明は概要説明資料により行わせていただきます。

それでは、概要説明資料の5ページをお願いいたします。

概要説明資料の5ページには、一般会計歳入の内訳でございます。上段より、まず分担金及び負担金でございますが、このうち分担金は市町村分担金といたしまして、分担金条例に基づき、平成24年度では総額4億9,067万6,938円を各市町村より負担いただきました。これは前年度の平成23年度と比較しますと507万7,365円、1%の増加でございますが、詳しい内容は後ほど説明申し上げますが、休日応急診療所に係ります分担金が全額増加したことによるものでございます。また、分担金及び負担金のうち、負担金につきましては9,311万1,150円を各市町村に負担いただきました。これはし尿くみ取り券の売りさばきを平成23年度から各市町村に移行しましたことから、各市町村で収入されました手数料のうちから、実際に大谷処理場へ搬入されました分を負担金として受け入れたものでございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、このうち使用料としましての相楽会館使用料は27万9,500円でございますが、1階部分が貸し室として使用できなくなった関係で、前年度の平成23年度との比較では10万2,310円、26.8%の減少となっております。また、手数料につきましては、1,786万793円で、内訳が浄化

槽汚泥投入手数料の収入が1,720万793円、浄化槽・一般廃棄物処理業許可手数料としての収入が14万円の決算額でございます。

次に、府支出金でございますが、平成22年3月に開設をいたしました消費生活センターの運営に対します京都府からの補助金994万7,000円でございます。今年度は年度途中の補正で啓発推進のための追加補助100万円を受けましたことから、前年度の平成23年度との比較では88万8,000円、9.8%の増加となっております。

次に、繰越金では、平成23年度からし尿くみ取り券売りさばき手数料分が市町村の歳入となりました関係から純繰り越し分のみとなり、1,253万2,373円、89.7%の減少でございます。

最後に、諸収入でございますが、預金利子、雑入で3万1,000円、14.2%の増加でございます。

以上の合計といたしまして、歳入合計は6億1,355万2,514円でございます。前年度の平成23年度との比較では285万9,530円、0.5%の増加でございます。

なお、平成24年度の最終予算総額は6億1,436万8,000円でございますので、歳入予算の執行率は99.9%の状況でございます。

以上が歳入の内訳でございます。

次に、下段の6ページでございますが、一般会計の歳出の内訳でございます。

上段より、まず議会費でございますが、決算額は37万6,120円で、本会議を初め、委員会開会などの議会の活動費でございます。

次に、総務費でございますが、理事会の運営にかかります理事会費のほか、事務局としての職員給与費を初めといたしました共通の運営経費のほか、広域圏事業を含みます一般管理費、さらには相楽会館の運営にかかります相楽会館費、また公平委員会費、監査委員費を加えまして、総額は3,545万5,698円でございます。前年度の平成23年度との比較では101万5,702円、2.9%の増加となっております。

なお、前年度との比較では、各科目とも多少の増減は生じておりますが、主には相楽会館費で、漏水事故が発生しました関係で各種の緊急工事による増加がございました。

次に、衛生費でございますが、総額は3億949万137円でございます。前年度の平成23年度と比較では184万4,604円、0.6%の増加でございます。このうち、まず清掃費の清掃総務費におきましては、し尿くみ取り券の印刷などでございますが、同額となっております。次に、し尿処理費におきましては、例年のとおり下水道の普及などから、年々し尿の搬入量が減少しておりまして、これに伴いましてし尿の

処理関係経費も減少傾向が続いております。

具体的な内容では、まず大谷処理場運転維持管理業務につきましては、京都南部環境事業協同組合に委託しております委託経費が、処理のための薬品費など運転経費を中心に減少が生じたことから、委託料金額が1億996万1,400円と、前年度の平成23年度に比べ403万9,350円、2.1%減少しております。

次に、し尿収集運搬業務につきましては、各委託業者によりますし尿の収集運搬も、収集量の減少が続いておりますことから、委託料金額が9,438万2,420円と、前年度の平成23年度に比べ737万円、7.2%減少しており、初めて1億円を割り込みました。

委託料の区分を少し飛びまして、中段より下のトラックスケール法定検査につきましては、2年ごとで実施しておりまして4万5,000円、修繕工事見積精査業務につきましては、4年ぶりに実施をいたしまして157万5,000円の決算額となっております。

さらに、し尿処理費の最後の償還金、利子及び割引料につきましては、平成22年度までに組合として発行いたしましたし尿くみ取り券のうち、不要となって各市町村の窓口を通じまして返還を申し出られました分の還付金でございまして、53万9,637円の決算額となりました。

次に、商工費につきましては、消費生活センターの運営経費といたしまして、平成24年度では消費生活相談員3名の雇用によります通常の1年間の活動費といたしまして、決算額1,065万8,411円と、前年度の平成23年度に比べ89万739円、9.1%の増加でございます。これは歳入の府支出金でも申し上げましたとおり、平成24年度では啓発推進のための資材作成配布による増加でございます。

次に、公債費でございますが、決算額は2億5,700万7,752円で、前年度と同額でございます。

以上の結果、歳出合計は6億1,298万8,118円でございます。前年度の平成23年度との比較は372万9,605円、0.6%の増加でございます。

なお、平成24年度の最終予算総額は6億1,436万8,000円ございましたので、歳出予算の執行率は99.8%の状況でございました。

以上が、歳入歳出決算の主要な科目におきます、前年度との比較を含めました概要でございます。

それでは、続きまして主要な項目でのさらに詳しい状況を説明申し上げますので、概要説明資料の13ページをお開き願います。

概要説明資料の13ページにつきましては、市町村分担金一覧表といたしまして、先ほど説明申し上げました歳入の分担金に関します市町村別での内訳でございます。分担

金につきましては、年度間での変動のほか、上段の左から二つ目でございますけれども、休日応急診療所分が平成24年度分から新規で出てきておりまして、1,602万9,000円の分担金額となっております。

右端のし尿処理分におきましては、全体的な分担金総額の減少はありますものの、積算の根拠となりますし尿などの搬入量が下水道の普及などによりまして、市町村間で大きく変動しておりますことから、分担金額の増減にばらつきが見られておるものでございます。

また、下段のし尿処理の収支不足特例分につきましては、過去におきます手数料収入と委託料支出との単価差によりまして収支不足分を特例の分担金として徴収した分でございますが、平成24年度は156万6,000円と大幅に減少しております。

また、消費生活分につきましては、対象経費の大半に京都府からの補助金が充当されましたため、平成24年度でも市町村割、すなわち均等割分の246万円の分担にとどまっております。しかしながら、京都府補助金が交付されなくなれば、経費の全体が分担の対象となっていきますため、これを見越した効率的な運営への検討が必要となつてまいるのでございます。

続きまして、下段の次のページ、14ページでございます。14ページでは歳入の使用料といたしましての相楽会館使用料の内訳となっております。相楽会館の使用につきましては、消費生活センター、さらには休日応急診療所への転用などに伴いまして、貸館できる部分が減少しましたことから、平成24年度では前年度比較で10万2,310円、26.8%減少したものでございます。

次に、資料をめくっていただきました17ページにつきましては、し尿処理の全体的な状況を整理しております。特に、上段の17ページ中ほどより上あたりにございます計画収集人口等の中の非水洗化人口のうち、計画収集人口につきましては、本組合が委託業者を通じましてし尿を収集し処理しています対象の人口でございます。この行の右端の人口数値は1万142人で、圏域全体人口11万8,376人の8.6%と、下水道の普及などによりまして全人口の1割を割り込むまでに低下してきております。

また、浄化槽汚泥としての処理をしています対象の浄化槽人口につきましては、先ほどの行の4行上にございまして、これらの対象人口は1万3,316人で、こちらも全人口の1割余りに減少してきております。

さらに、下側の18ページにつきましては、過去からの組合として発行しましたし尿くみ取り券に係ります収支の状況を整理しております。繰り返しとはなりますが、収支での不足が、木津川市、笠置町、和束町、精華町で発生しておりまして、表の右端にございます不足金額分を特例分担金として徴収したものでございます。

次に、資料をめくっていただきまして、19ページ、20ページにつきましては、し

尿処理手数料負担金と委託料の状況を市町村ごとに月別にまとめまして整理しております。特に、20ページでの委託料の内訳におきましては、平成23年度から各市町村が発行するし尿くみ取り券への切りかえを行いましたところ、右端の合計欄をごらんいただきますと、広域券、すなわち組合発行分が127万1,270円となり、全体の1.4%程度まで低下していましたところから、平成24年度末をもって広域券の使用を中止したものでございます。

次に、資料をめぐっていただきまして、21ページと22ページにつきましては、大谷処理場での搬入量の状況を市町村別と月別にまとめてございまして整理しております。特に、全体搬入量が、表左側のし尿分で、平成24年度分が8,580.22キロリットルと、前年度より7.24%減少いたしまして、平成10年度以降15年連続の減少で、1万キロリットルを割り込んできております。また、中央部分の浄化槽汚泥分でも平成24年度が9,113.55キロリットルと、前年度より7.24%減少しております。

この結果、右側の合計では平成24年度では1万7,693.77キロリットルの搬入量実績となりまして、前年度より7.24%減少し、これが歳入歳出の関係項目での大きな変動要素となっているものでございます。

さらに、資料をめぐっていただきまして、23ページ、24ページにつきましては、大谷処理場の運転維持管理委託業務の内訳と、処理場から放流します水量と水質分析、またダイオキシン類測定結果の状況でございます。

まず、23ページの管理委託業務の内訳でございますが、さきにも説明申し上げましたとおり、全体の搬入量の減少に伴います関係経費の減少によりまして、前年度より2.1%の減額でございます。しかしながら、現状の処理量が処理能力から見ますとほぼ効率的な状況でございますことから、今後、さらに処理量が減少いたしましても、一部では非効率的な部分の発生が考えられるところでございます。また、施設の経年劣化に伴います補修も必要でありますことから、処理量の減少に伴います管理委託費の削減が処理量の変動と比例しにくい部分がございます。

次に、24ページの放流水量と水質分析表、ダイオキシン類測定結果でございます。8月には全窒素の値が大谷処理場設計値である10を、さらに翌月の9月にはBOD・CODの値が大谷処理場設計値である10と20をそれぞれ超過いたしました。その原因につきましては、最終工程において窒素を除去するための栄養分としての薬品、メタノールを添加しますが、その添加不足により窒素が取り切れなかったため、全窒素の値が設計値を超過したものでございます。ただ、幸いにもいずれも国の基準の範囲内でおさまっていたものではございますが、しかしながら看過できる事案ではございませんので、委託業者であります京都南部環境事業協同組合に対しまして、文書での指導を行っ

たものでございます。京都南部環境事業協同組合からは、毎日の自主分析の強化を初めまして、社員のスキルアップを図る旨の回答があり、その後、本年10月の分析結果までを確認しておりますけれども、設計値を下回る放流がなされております。

続きまして、資料をめくっていただきました25ページからは、消費生活センターの運営状況を整理してございます。

まず、25ページでは相談受付の総括を市町村別に月別にまとめておりますほか、次の26ページでは、受付場所別での状況をまとめております。平成24年度での相談受付件数は総数466件で、うち7割が電話で、残り3割が来所となっております。また、木津川市を除きます4町村では定期的に巡回相談を行ってりましたが、各町村役場での巡回によります相談受付件数は23件で、全体の4.9%の状況でございました。

さらに資料をめくっていただきました27ページでは、相談内容の分類をまとめておりまして、1位が網かけをしておりますが、83番の放送・コンテンツ等、主にはインターネット関係であります。次に2位が40番の役務その他、3位が20番の自動車となっております。

また、次のページの28ページでは、複数回相談に応じた件数につきまして、あっせん件数を中心に分析した資料となります。相談件数は466件と、前年度より7件、1.5%若干減少はしましたものの、相談内容は複雑・多様化し、また悪質性も高くなってきており、相談処理に要する時間も長期化傾向にありますことから、現状の体制の中で傾向への対応とともに効率化も進めてきております。

次に、29ページでは相談件数の内容を再整理しておりますが、全体件数が前年度より減少しておりますほか、さきの資料での分析なども合わせますと、さらなるPRの必要性とともに、身近な場所や、直接対面での相談よりも、日にちを指定せずに、時間や場所の融通がきく対応が望まれているものではないかと読み取れるものでございます。

続いて、次の30ページでは、相談に関します研修や諸会議の状況、31ページでは消費生活講座などの開催状況をまとめておりまして、消費生活講座では年4回の開催で延べ42人、また消費生活出前講座では、6カ所の開催で延べ115名の方々に参加いただきました。

一般会計分の最後といたしまして、33ページでは起債の償還年次表を記載しておりますが、これらは平成9年度から平成12年度にかけましての大谷処理場の更新工事に係ります財政融資資金の元利償還と、平成14年度に実施をいたしました水源地改修工事に係る郵便貯金資金の元利償還でございます。現在は償還のピークでございまして、平成25年度から償還額が徐々に減りまして、平成27年度で償還が完了いたしますが、これを裏返しますと、施設の老朽化の進展とともに、限界に近づいてきているということございまして、次代、次の代への具体的な検討が必要な時期が近づいているという

ふうに申せるものでございます。

以上が、平成24年度の一般会計決算の補足説明でございます。

続きまして、認定第2号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。

それでは、特別会計の決算書をごらんいただきたいと思えます。

平成24年度特別会計決算の内容でございますが、決算書をめくっていただきまして1ページでございます。1ページにつきましては、歳入の科目別内訳を、また反対側の右側の2ページには、歳出の科目別内訳を表示しております。この結果、特別会計決算の総額につきましては、決算書の3ページに総括しておりますので、3ページをお開き願います。

平成24年度特別会計決算、歳入合計が1,794万7,824円に対しまして、歳出合計が1,552万9,823円でございます。歳入歳出差引残額が241万8,001円となったものでございます。

以上が、特別会計決算総額の概要でございます。これらの事項別明細が決算書の4ページ以降に表示しておりますが、一般会計と同じく概要説明資料に詳しい内容を記載しておりますので、この後は、同様に概要説明資料をもちまして説明を申し上げます。

それでは、決算の概要説明資料の7ページをお開きください。概要説明の7ページでございます。7ページは特別会計歳入の内訳でございます。

まず、財産収入は、特別会計設置の目的であります、ふるさと市町村圏振興事業基金の運用益金でございます。なお、平成24年度から京都銀行の5年大口定期預金に0.48%での運用となっておりまして、1年目から4年目までは約定利率の70%、235万2,000円の利息受け取りとなるものでございます。

次に、休日応急診療所収入といたしましては、平成24年6月からの開設で、診療報酬収入と一般会計からの繰入金でございまして、診療報酬収入につきましては、453人分で283万1,597円、1人当たりの単価は6,251円となるものでございます。また、一般会計からの繰入金1,268万9,000円の財源は、市町村分担金の休日応急診療所分の全額でございます。

そのほか繰越金などを含めまして、歳入合計は1,794万7,824円でございます。前年度の平成23年度との比較では1,516万473円、45.8%の減少でございます。

なお、平成24年度の最終予算総額は1,779万円でございますので、歳入予算の執行率は100%の状況でございます。

以上が、歳入の内訳でございます。

次に、下の8ページでございますけれども、特別会計歳出の内訳でございます。

まず、振興費につきましては、これまでから取り組んできましたふるさと市町村圏振興事業を実施するための経費としまして186万5,388円の決算額となったものでございます。

なお、前年度の平成23年度との比較では、国民文化祭の開催に合わせました相楽地区文化交流事業交付金の終了に伴いまして、大幅に減少しております。

次に、衛生費につきましては、休日応急診療所の運営費でございます。平成24年6月からの開設となりました関係で、診療日数は58日、受診者数453人で、1日当たりの受診者数は7.8人の実績でございます。この運営に係ります医師、薬剤師及び看護師の人件費や医薬材料費などの経費といたしまして、1,366万4,435円の決算額でございます。

この結果、歳出合計は1,552万9,823円でございます。前年度の23年度との比較では1,750万7,920円、53%の減少でございます。

なお、平成24年度の最終予算総額は1,779万円でございますので、歳出予算の執行率は87.3%の状況でございます。

おってこれら各種事業の具体的な内容を34ページから37ページにかけまして記載しておりますので、恐れ入りますが、資料の34ページをお開きください。

34ページの平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業実績報告書でございます。具体的な実施事業を申し上げますと、第20回記念となりました相楽の文化を創るつどいも13団体の出演により開催し、この実行委員会への助成を行うとともに、組合の電子窓口となりますホームページの管理運営も継続して行いました。また、「相楽ふるさと塾」の修了生に対しますアンケート調査を行いました。団体として活動することへの賛同が広がらなかったことから、修了生で組織されていまして「ふるさと相楽21」が残念ながら解散されたものでございます。さらに、平成21年度から取り組みましたシンポジウムの開催を、「木津川はいま・・・」をテーマといたしまして、50人の参加のもとで開催いたしました。

最後に休日応急診療所でございます。この診療所の運営状況につきましては、資料をめくっていただきました35ページ、36ページに、月別・市町村別、内科・小児科別の受診者数について、また37ページには疾患別の受診者数を整理しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

なお、参考までに、休日応急診療所としての実質的な収支を算定しますと、歳出決算額から歳入での診療報酬収入を差し引いた1,083万2,838円の赤字となります。また、病院事業に準じて経常収支比率を算定しますと20.7%となり、自前の収入が経費の2割しか稼げていないという分析になるものでございます。

以上が、平成24年度特別会計決算の補足説明でございます。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

次に、決算審査について監査委員の意見を求めます。

西岡努監査委員、どうぞ。

西岡監査委員 監査委員の西岡努でございます。監査委員を代表いたしまして、私のほうから報告させていただきます。

既に皆様のお手元には、平成24年度決算審査意見書をお届けいたしておりますので、十分お目通しいただいたものと存じております。

では、審査の概要、審査の結果について報告を申し上げます。

まず、第1、審査の概要ですが、審査の対象は、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算書及び平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書であります。

審査の期日は、平成25年10月10日木曜日、午前9時30分から午前11時45分まで行いました。

審査の手續につきましては、決算審査に当たっては、相楽郡広域事務組合代表理事から提出されました各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行については関係法令に従って効率的になされているかなどを主眼に置きまして、毎月実施しております例月出納検査を参考にし、関係諸帳簿及び証ひょう書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求めまして、関係職員から説明を受けるなどして実施をいたしました。

次に、第2、審査の結果ですが、審査に付されました一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に基づき作成されており、決算計数は関係帳簿及び証ひょう書類と照合を行いました結果、全て適正に処理されていることが認められました。

なお、決算規模、基金の運用状況は2ページに掲載したとおりでございます。

次に、2ページ下段の審査意見ですが、予算総額から見た歳出の執行率は、一般会計で99.8%、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計で87.3%、全体として99.4%であり、適正に執行されているとともに、財政運営は総体的に見て健全であり、適切であることが認められました。

本組合においては、基本的に組合を組織する市町村の分担金でもって運営されていることから、その運営に当たっては各市町村の財政事情などを常に意識しながら、現状の認識と将来にわたる財政負担等を考慮した中で、将来を展望した計画的な財政運営を進

めることで、地域住民の生活福祉の増進に寄与されることを望むものであります。

なお、一般・特別両会計科目別決算額の対前年度比較は、別表1から別表4のとおりであります。

以下、一般会計と相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計のそれぞれ個別の意見を述べておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

決算審査の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

曾我議員、どうぞ。

曾我議員 初めてなのでよくわからないので教えていただきたいんですが、休日の診療所もしています。先ほどそこで悪かったら山城病院に搬送というお話も出ましたけれども、山城病院も休日受付しているかというふうに思うんですが、その辺、どんなふうにすみ分けがなっているのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

議長 事務局長、どうぞ。

福田事務局長 ただ今の曾我議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的には私どもの応急診療所といいますのは、入院を伴わないということで「1次救急」でございます。京都山城総合医療センター、旧の山城病院につきましては、「2次救急」ですので、対象として異なります。

なお、休日応急診療所につきましては、現在、小児科専門のドクター、また内科専門のドクター、内科のドクターではあるが小児科も診れるようなドクター、その日によって、ドクターによりまして診れます対象年齢が違いますけれども、基本的に日曜、祝日におきましては、京都山城総合医療センターにおきましては24時間体制で小児科のドクターが、2次救急としてはいらっしゃいますので、例えば内科専門のドクターで、乳幼児または3歳児未満で本当に小さいお子さんが診れないような場合は、お電話の段階で京都山城総合医療センターのほうに御紹介するというふうなやり方をさせていただいております。また、一旦診療しまして、お子様の場合ですね、点滴が必要であるとか、検査が必要があるという場合も京都山城総合医療センターのほうに転送させていただく場合がございます。また、逆に内科の患者様につきましても点滴が必要、また精密検査が必要といった場合につきましても、ドクターが京都山城総合医療センターのほうに電話をしまして、二次後送病院ということでの話し合いをしておりますので、転送させていただいているというふうな状況でございます。

平成24年度の実績ですが、受診者数453名のうち、精密検査が要るとか、点滴が必要ということで11名の方を二次転送し、京都山城総合医療センターのほうには10

名、それから宇治徳洲会病院のほうに1名となっております。

また、入院されました患者さんが内科で3名、小児科で1名おられると聞いております。以上でございます。

議長 曾我議員、どうぞ。

曾我議員 結果的にはコンビニ受診で、山城病院、今名前がかわりましたけど、その大変さを助けるためにあるというふうに理解したらいいのかどうかというのをもう少し御答弁いただきたいんですけども、これをやっているの、私高齢者の方から休みにしているところはないかというふうに聞かれたので御紹介したんですけども、結局その方は山城病院にお行きになって、別に入院は伴わなかったんですけど、まだまだ信頼度は低いというか、周知されてないのかなという思いがありますので、その辺の徹底もお願いしたいかなというふうに思っています。

だから、目的をはっきり皆さんに言ったほうがいいんじゃないのかなみたいな気がします。特に小さいお子さんでしたら、すぐ、最近同居もしておりませんので、子供が何か悪かったらすぐに病院に行かれるんで、その辺を助けるためにあるのかなというふうな理解でいいのかどうか、その辺をもう一度御答弁願いたいと思います。

議長 事務局長、どうぞ。

福田事務局長 再度お答えおさせていただきます。

平成24年度の実績で申し上げますと、診療日数58日間のうち、内科が専門の先生が32日間勤務されております。約55%が内科の先生。そのときにその日に内科医師の問い合わせに対しまして7割の患者さんを診ておられるということになっております。また、小児科専門の先生が58日中10日ございまして、17%ということですが、こちらのほうが82%ほどの受診になっております。内科も小児科も両方診ていただける先生が58日中16日ございまして、28%となっております。電話が127件に対しまして、患者数が142名ということで、こういう実績からみますとですね、これは相楽医師会との契約になりますので何とも言えない部分もございまして、内科も小児科も診ていただけるような、そういった医師をできるだけ多く派遣をしていただくというふうなことを、年2回あります運営委員会などの機会に代表理事から申し上げておりますけれども、何分まだ始まったばかりでございますので、これからの課題ということでお聞きをさせていただいて、本当に住民にとってよい診療所、また京都山城総合医療センターと1次、2次とのすみ分けがはっきりとして、住民にわかりやすい仕組み、安心・安全な医療体制が確立できるようにこれからも取り組んでまいりたいと思いますし、運営委員会の中には京都山城総合医療センターの小児科部長も入っていただいておりますので、そういった中ではお互い診療所と病院は連携をとりながら、また構成市町村とも連携をとりながら進めていきたいというふうに思っております。

議長　　ほかにございせんか。

呉羽議員。

呉羽議員　　済みません、その前に確認なんですけれども、今、一括で二つの決算を説明していただきましたけれども、今、一つずつの質疑でいいんですよ。

議長　　もう認定1号も2号も。

呉羽議員　　一緒にするんですか。

議長　　はい。ちょっとややこしいですけど。

呉羽議員　　ちょっとややこしいですよ。

議長　　一括で質疑してください。結構です。

呉羽議員　　そうですか。できれば分けて質疑をさせていただきたいと思ったんですけども、じゃあ、いろいろにわたるかもしれませんけれども、まずは、一般会計の分です。

一般会計のほうで、初めて入りましたけれども、この組合議会に、非常に資料が丁寧で、全体像とか細かい数字がわかるのでありがたいと思う反面、いっばいで逆にどこを見ていいのかなというところもあるんですけど、でも情報公開度が徹底されているのはありがたいなと思って見てます。

まずは聞きたいのは、先ほど来説明がありました一般会計のほうの大きな金額を占めている公債費、公債費はもう決まっているものですので公債費は別として、大谷処理場の清掃費ですかね、清掃費という項目でしたか、それが半分ぐらいパーセンテージを占めているというふうにおっしゃっていただきましたし、今回は昨年度と比べてもし尿等々の量が減ったけれども、金額、委託料を減らしたけれども、今後はそうは言ってもそんなに処理量が減ったとしても、減らないだろうというふうなことも言っていただきました。

そもそもが民間というか、協同組合に委託している事業で、先ほどの説明の中でも実際に水質の問題等々があったわけですよ。だから、そういう意味からしたら、きちんと今後ちゃんとしますよということもおっしゃったわけですけども、そういう緊張感というか、毎年、毎年度ここに委託している。1年ごとに委託しているという形だというふうに聞かせていただきましたけれども、そこら辺も何らかの形で、8年目になるのでということも文章にありました。委託料を減らすというよりも、何かそういう形で緊張感を持たせるためにも、何か違う仕組みを考えていく。何か長期継続であったり、違う形で入札参加させるであったり、何かそういうことというのは今回の決算から見て必要じゃないのかなと、ちょっと疑問を感じたりします。そこら辺の考え方を聞かせていただきたいのと。

あわせて、先ほど木津川市のほうにちょっと聞かせてもらったんですけども、そも

そもここに組合に便宜というか、お仕事が、清掃、収集等々の仕事がなくなっていく関係で便宜を図っている「合特法」の関係というふうにも理解してるわけですが、そこら辺の合理化事業計画というのは市がつくるものだとか、事務組合がつくるものだというのは、両方読んでとよくわからないですけど、そこら辺をきっちりとしたものが逆にあるのかどうか。あった上で今後のことを考えていってほしいし、逆にい言うたら委託料を減らすのも含めてちょっと考えていってほしい部分もあるんですけど、そこら辺の全体の関係をきちんと、決算から見てどう考えているのかを聞かせていただきたいのが1点目です。

大きな2点目ですけども、それとあわせて細かいことと言うとしたら、この概要説明の中の13ページに、先ほど御説明あった収支不足分、し尿処理の特例の収支不足分ですね、細かい数字の分析のところは出てるんですけども、これ自体ちょっと理解不足なんですけども、予算を見ると579万円という数字だったんですけども、実際には156万円という数字と、24年度で終わりで25年度以下はないですよという説明だったんですけども、そもそも全体の費用があって収支不足分を補うための数字かなと理解しとったんですけど、そうじゃないということなんですよね。それを1点確認しておきたいと思います。350万円減ったのは、そもそも予算間違いではなくて、計算してきっちり350万円が予算の上で減ってきたということが確認できたらそれで結構ですけど。

あと、一遍にするからいっぱいあるんですけども、23ページの比較表のところですね、契約額の比較表で、金額的には出てるんですけど、一般管理費という9番の業務原価掛ける3.2%というのが項目の備考のところにあります、これは予算を見てもこの数字というのが3.2%というのがずっとあるわけですけども、この根拠はどういう根拠に基づき3.2%と一般管理費に計上されているのか、ちょっとこれを確認しておきたいというふうに思います。

あと先ほど曾我議員が言われた休日診療については、私も実はこの25年の正月ですけど、24年度予算に関係するんですけど、電話で休日診療を受けました立場なんです。そのときに山城病院を紹介していただいたんですね。それはそのとき小児科医だったので、山城病院を紹介していただいて、非常に丁寧な対応をされてたというふうに理解しますので、そこは一定、連携を取りながらすみ分けをして、1次、2次の役割を果たしているんだなというふうに理解してるんですけども、先ほど御説明があった、報告があったお薬の件、薬剤師さんの間違いの件ですね。やっぱりそういうことというのはきっちり、あってはいけないことですので、あってはいけないことが起こってしまって、今報告をいただいたわけですけども、そこら辺の施策というのも徹底していくという言葉でいただいたわけですけど、薬剤師さん等々、看護師さん等も人がかわって

いくでしょうし、そこら辺もきちんとした対応というのを望むなあとあって、もう一回確認しておきたいというふうに思います。

一般会計についてはそこら辺で終わります。

もう一つ、特別会計のほうです。特別会計については決算審査の後ろのほうに書いてあるのが何のことかなというのわからないので、それを確認したいんですけども、決算審査の最後のところに要綱が廃止されたと、国の要綱が廃止されたと。だからこれは先の本組合での業務の検討の中に、この課題も組み込み、適切に対応されることを望むものであるというふうに言うてあるんですけど、言葉だけを読んでももう一つよくわからないんです。7億円の基金を積み立てて、その余剰分でこれはこういう特別会計をつくって、住民のいろんなことを解決しようということで設置されたけども要綱がなくなっている。じゃあ要綱がなくなってるからこれを今後どうしていくのかということの多分指摘やと思うんですけど、示唆だと思うんですけど、この意味がもう一つよくわからないので、これを御説明いただきたいというのが特別会計についての質問です。お願いします。

議長 質疑の途中ではありますがけれども、ここで3時半まで休憩します。

(休憩)

議長 それでは、再開をいたします。

呉羽議員の質疑に対しましての答弁を求めます。

事務局どうぞ。

國子主幹 事務局の國子でございます。

呉羽議員の衛生関係、し尿処理に関する関係につきまして、答弁のほうをさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、まず合理化事業計画でございますけれども、これは御存じのように、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物等の合理化に関する特別措置法」ということでございまして、現在、大谷処理場の運転維持管理につきましては、その「合特法」の趣旨を踏まえた措置としての代替業務ということで、平成17年度から京都南部環境事業協同組合に委託をしてきた経過がございます。

合理化事業計画につきましては市町村が策定するのか、いやいや、一組、私どもの本組合のほうであるのかという質問がございましたけれども、過去の協議におきましても、実際に、各町村のほうでは提供できる代替業務もなかなかないということもあったわけございまして、本組合のほうで策定はどうかということもございましたけれども、当時、京都府、それから京都府から当時の厚生省にも確認しましたところ、市町村が設置主体になるべきものであったということもあり、14年度から5か年の合理化事業計画を町村単位で策定した経過がございました。

しかしながら、実際に17年度から大谷処理場の運転維持管理業務を代替業務として、この趣旨を踏まえた措置として提供してることにつきましては、当時も京都府には実際の実態とやっけることとは、計画とは違うけれどもどうだという照会もかけさせていただいた経過もございますけれども、特にそのまま置いておいていただいて、準じた措置であるということであれば、それはそれで結構ですということがございました関係でやっけるものがございます。

したがいまして、19年度以降の計画につきましては現在もう策定はせず、準じた措置としての大谷処理場の運転維持管理を業者のほうに委託して今年度で9年たったということでございます。

当然、合理化事業計画は、5年スパンでございますので、17年度から行きますと今年9年目でございます。ちょうど26年度で10年目を迎えるわけでございます。10年を一つの区切り、2期ということでございますので、議員御指摘のありました入札になるのか、見積もり合わせになるのか、いろいろ方策はあるかと思ひますけれども、そういうことにつきましても検討していかなければいけない時期に来ているのではないかというふうに考えているところでございますし、毎年、京都南部環境事業協同組合と契約額について協議をするときにも、いつまでも「合特法」だからということではないですよということにつきましては申し上げてございますので、平成26年度契約に向けてもそのような話をしていく予定はしてあるものがございます。

それから、2点目の質問でございますけれども、いわゆる契約額のうちの一般管理費の積算についてでございます。現在3.2%ということございまして、特にし尿処理施設の場合の一般管理費の根拠というものが明確に示されているものではございませんで、ごみのプラントであれば「全都清」とかいうところが出されてて、例えばそれが10%とか、それなりの一般管理費の経費率をやっけるおられますけれども、私どもし尿処理施設の場合は特にはございませんで、実際には業者との協議の中で3.2%ということて来ておるものがございます。

それが妥当なのかどうかということにつきましてはいろいろと議論はあるかと思ひますけれども、通常で行きますと一般管理費、いろいろありますけれども、やはり3.2%というのはどちらかという低いほうになるのではないのかなというふうに思っておりまして、それは業者との協議の中でも、地元の代替業務としていただいているということがありますので、ほかの大阪とかの全国的なプラントに出すよりも、私たちも努力するというあらわれがここに出てきているのではないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 次、答弁を求めます。会計管理者。

安岡会計管理者 会計管理者に御質問の2点目のし尿処理の収支不足分につきまして、答弁申し上げます。

この件につきましては、平成23年の11月議会でございますけれども、そのときに詳しく説明申し上げた経過がございまして、先ほどの事務局長よりの補足説明の中にもございましたように、過去かなりの年月にわたりまして収集の委託料、それとくみ取り券との単価におきまして、差額が生じていた時期がございました。具体的に一般的に申し上げますと、バキューム車1台1,800リッターの量がございまして、1,800リッターの量におきまして100円の差額がついておりまして、委託料金額のほうを上回っていたという時期がかなりの期間ございました。これらの分を過去の分も含めまして、調べられる限り算定いたしますと、総額は3,000万円を超える部分まで及んでくるということでございましたけれども、くみ取り券自身、古いのを処分された、あるいは紛失されたといったこともございまして、全てが全てこの収支不足分として発生してくるものではございませんけれども、先ほどの説明でもございましたように、平成23年度におきまして収支不足分が、補足資料の13ページにも書いてございますように、平成23年度におきましては1,072万8,000円の収支不足が発生いたしまして、24年度におきましては全体の搬入量の5%が組合の券を使われるんではないかという見通しで、多目に予算計上させていただいたのですけれども、これの実績額が156万6,000円、約1.3%にまで低下したということでございます。

これに関します各種の条例なり、規則関係につきましては昨年度に改正をいたしまして、組合の券そのものの使用につきましては、平成24年度末をもって中止をいたしました。還付に限りましては25年度以降も行えるということで、この収支不足分につきましては券が残っている限り収支不足については対応してまいるという考え方でございます。

繰り返しになりますけれども、今後さらに減っていくんではないかという見通しでございます。

2点目は以上でございます。

議長 事務局長。

福田事務局長 私のほうからは先ほどの御質問の休日診療所におきましての薬剤師によります投薬日数の誤りの件並びに、監査委員からの意見書の中にありますふるさと市町村圏の要綱の関係をお答えさせていただきたいと思っております。

1点目につきましては、初めの代表理事の挨拶にもありましたとおり、去る9月8日に診療所におきまして、5人の木津川市の患者様に対しまして、本来1日分であるべき投薬を、思い込みにより3日分の3倍量を出してしまったということが判明しまして、その日のうちに全員の方には電話をして、1日分は1回1錠ですよと、残りの6錠は処

分してくださいということ連絡をし、結果、大きな健康被害等、事故にはつながらなかったんですけども、実際そういったようなミスが起こってしまったので、この間、薬剤師会との調剤業務を事務組合と委託をしている関係で、代表理事からも薬剤師会、また管理者であります管理医師の先生とも何度か話し合いをし、薬剤師会のほうからは、先ほども代表理事からもありましたように、出務の薬剤師現在14名の方に携わっていただいておりますけども、この14名に対しまして、今回起こりましたてんまつにつきまして、全て周知をし、再発防止の徹底を図られたということでもありますし、さらには人間がやることですので、絶対にミスを起こさないでくださいと、そういったような確約をしてくださいということまでは実はお願いもしたわけですけども、そのようなミスが起こってしまうと。起こってしまったときにどう対応するかということが本来重要な部分でございまして、ミスはなるべく起こさないようにし、確認は十分するということでもありますけれども、万が一ミスが起こってしまいますと、実は今回の場合は当日に一報が入らなかったというところも、かなり私ども管理者としては事の重大さを感じておりまして、今後は、起こってしまったら困りますけれども、万が一起こってしまいますとすぐに薬剤師は薬剤師会の代表のところに連絡し、すぐにあわせて私どもの事務職員が必ず勤務しておりますので、事務職員に連絡し、すぐに薬を回収するなり、適正な対応をしていくということの徹底がなされておりますので、本事案を教訓にしまして、今後はこのような事案がないようにやっていきたい。また、事務方につきましても十分注意をしてやっていきたいというふうに考えております。

2点目ですけども、監査意見書にございます最後の段落のところですが、この部分がちょっとわかりにくいというふうなお話ではありました。実は新しい議員の皆さまにはもしかしてお渡ししてるかどうかわかりませんが、こういったような「第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画」というのが平成20年5月に組合議会で議決をされて、策定しておりますが、各市町村の総合計画は、地方自治法等をもとに策定されていると思うんですが、この「ふるさと市町村圏計画」というのは、意見書にも書かれているとおり、もともになります法的根拠というのが、法律とか条例ではなくて、国が定めます要綱によりまして、それぞれ計画をつくったり、ふるさと市町村圏振興事業を行ったりしているところがございます。この要綱が市町村合併の進展によりまして、平成20年の末、当時の総務省によりまして、一定、市町村合併が全国的に進展した中で従来の広域行政圏の役割が終わったということで、要綱を廃止をし、そういった通達があったわけです。それで、全国の各広域市町村圏におきましてはいろいろ協議もなさいまして、当相楽圏域におきましても当時の理事会、また広域圏の会議等でいろいろ十分協議した結果、現時点ではこの20年5月に策定しました総合計画の基本構想の部分が、平成20年から平成29年度までの10か年を期間としておりますので、この29年度までは第2次ふ

るさと市町村圏計画の推進を図るとともに、組合規約にあります、規約第3条の第1号及び第2号の計画策定の事務並びにふるさと市町村圏の各種事業は、継続して実施することを確認しております、具体的には、初めに申しましたように京都銀行定期預金の満期が28年度迎えますので、計画は29年度までであります、5年定期の満期が28年度末ということですので、その前年度あたりから構成市町村と十分協議をしながら、このふるさと市町村圏のあり方、この地域のあり方そのものを検討していきたいと、このように考えておりますので、もちろん事務組合規約の中の変更となりますと構成市町村議会の議決が必要になりますし、京都府知事の許可も必要になってくるという、大変重要な案件ということになりますので、この意見書にありますように適切な対応をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長 呉羽議員、どうぞ。

呉羽議員 丁寧な御説明をいただきました。

特別会計のふるさと市町村圏については、理解しましたので、結構です。

最初に御説明いただいた「合特法」の関係等々で、10年を迎えるあたりでということ今後ということをおっしゃっていただきましたけど、もうこれは計画自体はつくらんでいいということですかね。つくらなくても代替業務としてお渡しして、一応10年たったわけだから、その10年たった時点で一定違う形での契約方法になるかどうかも含めて、それは考えていく。けども、「合特法」の計画自体はもう法律の趣旨にのっとっては要らんよということなのかどうかを最終確認しておきたいなというふうに思います。

あとについては、大体わかったつもりなので理解しました。3.2%ということについても、業者さんとの協議ということですので、そこら辺も踏まえた上で、そういう委託料の調整がきちりと今までされてきたというふうに思いますし、24年度、そういう起きてはいけないミスがあったわけですけれども、それについても適切に今後は対応を、今現在してられるということですので、それについては理解しましたけれども、今後のことについてだけちょっと懸念を払拭していきたいと思いますので、そこを再度確認しておきたいというふうに思います。

議長 國子主幹。

國子主幹 呉羽議員の再質問にお答えさせていただきます。

計画につきましては、先ほども説明させていただきましたように、特に策定する予定は現段階ではございません。繰り返しになりますけれども、10年を一つのスパンといたしまして、11年目以降につきましては業者と十分協議をした上で、いわゆる「合特法」の趣旨には一定終わっているという部分もあり、今後どのようにしていくんだということも含めてトータル的に協議をしていく予定でございます。

以上でございます。

議長 よろしいか。

呉羽議員 はい。

議長 ほかにございませんか。坪井議員、どうぞ。

坪井議員 1点だけ。これは監査委員の報告の中でも触れられてまして、この間、組合としましては消費生活センターとか、あるいは休日応急診療所とか、新しい事業に取り組みながら頑張っているわけですが、しかし、事務局の職員の皆さんの人数は従来と変わっていないんじゃないか。そういう中で大変負担も多くなってるんじゃないかと。そういう点で、そういう事業を担っていくような勤務の体制というのをどんなふうにも今後検討されていくのか、伺いたいと思います。

議長 代表理事。

木村代表理事 おっしゃることも十分に配慮しながら、これまでの事務的なことを整理をしながら、それぞれの市町村の分担金の関係も、現状いろいろな反省をしつつ、アルバイトの職員のこと、それから休日応急診療所についても、職員が交代で休日に出ているということ、その分、代休を与えるということをしていただいておりますけれども、せっかく貴重な責任を負っている職員が休日に診療所に出ることについてはいかがなものかという判断をしまして、それについては消費生活センターの職員の時間削減にあわせて、そういった職員のアルバイト的な仕事で応援をしてもらうというようなこと、いろいろやっぱり整理をしながら、事務的にも問題のないように進めていくということについては、全く質問もいただきまして御心配もきっちり対応できるものとこのように思っております。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なければ、これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認め、これより採決を行います。採決は1件ごとに行います。

まず、認定第1号、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件を採決します。この採決は挙手によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、認定第1号、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。これも挙手によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、認定第2号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成25年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会します。

本日は長時間にわたり慎重に御審議を賜り、大変ありがとうございました。

これから、各市町村議会の定例会等で何かと慌ただしい時期を迎えようとしております。また、寒さも日増しに厳しくなっております。議員の皆様及び理事者の皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げ、これで閉会したいと思います。

大変、きょうは御苦労さまでございました。

(午後3時50分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 杉浦 正省

会 議 録 署 名 議 員 呉羽 真弓

〃

曾我千代子